~漁業者の皆様へ~

高知県は、資源量が激減している太平洋くろまぐろの管理のため、資源管理に関する計画を定めています。この計画では、国から割り当てられたくろまぐろの漁獲量上限、小型魚(30 kg未満のくろまぐろ)は 90.5 トン、大型魚(30 kg以上のくろまぐろ)は 19.0 トンを厳守するため、漁業種類ごとの取組みを定めています。

くろまぐろの持続的な採捕のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【漁獲量上限を厳守するための取組内容】

漁業種類	漁獲量上限の70%以上	漁獲量上限の80%以上	漁獲上限90%以上	95%
	・漁業者は操業時間の短縮、出漁日数	・漁業者は操業時間の短縮(通常の	・漁業者はくろまぐろを獲ることを目的とした操業は自	採捕停止
	を抑制する。	1/2)、出漁日数の抑制(通常の 1/2)	粛する。	
釣り、	・漁業者は生存個体の放流に努める。	に取組む。	・漁業者はくろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみと	
ひき縄		・漁業者は生存個体を放流する。	し、超過を確実に避けるために、混獲採捕の時点で当	
			該日の操業は切り上げ、翌日以降の操業を抑制する。	
			・漁業者は生存個体を全て放流する。	
定置	・漁業者は(1日に2回以上網起こし	・漁業者は網起こし回数を2日に	・漁業者は魚探等で、くろまぐろが入網していないこと	採捕停止
	の場合)網起こし回数を1日1回に抑	1回に抑制する。魚探等で、くろま	を確実に確認される以外は操業を抑制する。	
	制する。魚探等で、くろまぐろが入網	ぐろが入網していないことを確実	・漁業者は生存個体を全て放流する。	
	していないことを確実に確認できた	に確認できた場合はこの限りでは		
	場合はこの限りではない。	ない。		
	・漁業者は生存個体の放流に努める。	・漁業者は生存個体を放流する。		

- 注1 管理の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。
- 注2 漁獲量が漁獲量上限の70%、80%、90%、95%に達した場合は、県から漁協を経由してお知らせし、県のHPで公開します。
- 注3 くろまぐろの放流を行う際は、安全を確保したうえで行ってください。安全を確保できない場合は、無理に放流を行う必要はありません。

高知県水産振興部漁業管理課

電話:088-821-4608